消費税免税店制度マニュアル

（2015.3.31版）

宇治商工会議所

消費税免税店制度 マニュアル

目　次

●消費税免税制度とは　・・・　2

消費税免税制度　・・・　3

免税対象物品　・・・　4

免税販売の対象となる非居住者　・・・　5

外国人旅行者消費税免税制度問い合わせ先　・・・　6

●消費税免税店になるには　・・・　7

輸出物品販売場許可申請の記入方法　・・・　8

消費税免税店の許可要件　・・・　9

申請書（表面）記入例　・・・　10

申請書（裏面）注意点　・・・　11

●参考

輸出物品販売場許可申請書　雛形　・・・　最後尾

消費税免税店制度とは？

消費税免税店制度とは？

○　消費税免税店（輸出物品販売場）を経営する事業者が、外国人旅行者等の非居住者に対して一定の方法で販売する場合には、消費税が免除される制度です。

1．場　所：消費税免税店（輸出物品販売場）の許可を受けた店舗での販売であること。

○ 事業者が経営する販売場ごとに、事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受けること。

2．対象者：「非居住者」に対する販売であること。

○ 外国人でも、日本国内の事業所に勤務する者、6ヶ月以上日本に在住する者は非居住者には該当しない。

3．免税対象物品：次の２つの条件を満たす物品に限られること。

①　通常生活の用に供されるもの※であること。

②　同一の非居住者に対して、同一店舗における１日の一般物品の販売合計額が１万円を超えること。

③　同一の非居住者に対して、同一店舗における１日の消耗品（食品類、飲料類、たばこ、薬品類、化粧品類、その他消耗品）の販売合計額が５千円を超え、５０万円までの範囲であること。

※ 非居住者が事業用又は販売用として購入することが明らかな場合は免税販売対象外。

4．手　続：所定の手続に基づく販売であること。

○ 免税店は「輸出免税物品購入記録票」を作成し、旅券等に貼付して割印すること、「購入者誓約書」に免税物品を購入する非居住者の署名を受け、7年間保存すること　など。

5．輸　出：非居住者は、出国の際に、購入記録票を税関に提出し、購入した免税物品を携帯して国外へ持ち出すこと。



免税対象物品の拡大

○　これまで免税対象から除かれていた食品類、飲料類、薬品類、化粧品類等の消耗品を含め、本年10月１日より全ての品目が免税対象となった。

○　一般物品（消耗品以外のもの）



家電製品



着物・服



カバン

○　同一の非居住者に対して、同一店舗における１日の一般物品の販売合計額が、１万円を超えるもの

○　消耗品（食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品）



食品類



飲料類



薬品類



化粧品類

○　同一の非居住者に対して、同一店舗における１日の消耗品の販売合計額が、５千円を超え、５０万円までの範囲内のもの

※　非居住者が事業用又は販売用として購入することが明らかな物品は免税販売対象外。
※　酒の販売には「酒類販売業免許」、たばこの販売には「たばこ小売販売業の許可」が必要。

【一般物品と消耗品の免税販売における要件】

一般物品	消耗品
同一の非居住者に対して、同一店舗における１日の一般物品の販売合計額が１万円を超えるものであること。	同一の非居住者に対して、同一店舗における１日の消耗品の販売合計額が５千円を超え、５０万円までの範囲内のものであること。
同一の非居住者に対して、同一店舗における１日の一般物品の販売合計額が100万円を超える場合には、免税店を経営する事業者が、その非居住者の旅券等の写しを、その事業者の納税地又は販売場の所在地に保存すること（7年間の保存義務）。 ※　パスポートの場合、パスポートの番号、非居住者の氏名、生年日、性別及び国籍が印字された部分の写し。 ※　電磁的記録による保存も可能。 ※　免税店を経営する事業者が免税対象物品を免税で販売した日の属する課税期間の末日の翌日から２月を経過した日から７年間。	－
免税購入する非居住者から、輸出する旨の購入者誓約書を提出してもらうこと（7年間の保存義務）。	免税購入する非居住者から、購入後30日以内に輸出する旨の購入者誓約書を提出してもらうこと（7年間の保存義務）。
－	指定された方法により包装を行うこと。 ※　一般物品と消耗品が1つの商品を構成している場合には、消耗品の販売方法による。

免税販売の対象となる「非居住者」

○　免税販売は、外国人旅行者などの一時的滞在者が対象。
※　外国人であっても、国内に居住している者は免税販売の対象とならない。

免税販売の対象となる「非居住者」

○「外国為替及び外国貿易法」第6条第1項第6号（定義）に規定する非居住者

- 一般的な外国人旅行者等
- 日本人であっても、2年以上外国に滞在する目的で出国し、一時的に日本に入国し、滞在期間が6ヶ月未満で出国する者等

免税販売の対象とならない外国人の例（「居住者」として扱われるもの）

○　日本国内にある事業所に勤務する者
○　日本に入国後6ヶ月以上経過する者

外国人	
非居住者	居住者
❶外国人は原則として非居住者として取り扱われます ❷外国政府又は国際機関の公務を帯びる者	❶日本国内にある事務所に勤務する者 ❷日本に入国後6か月以上経過するに至った者

日本人	
非居住者	居住者
❶外国にある事務所（日本法人の海外支店等、現地法人、駐在員事務所及び国際機関を含む）に勤務する目的で出国し外国に滞在する者 ❷2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者 ❸①及び②に掲げる者のほか、日本出国後、外国に2年以上滞在するに至った者 ❹①から③までに掲げる者で、事務連絡、休暇等のため一時帰国し、その滞在期間が6か月未満の者	❶日本人は、原則として居住者として取り扱われます ❷日本に在外公館に勤務する目的で出国し外国に滞在する者は、居住者として取り扱われます

※居住者又は非居住者と同居し、かつ、その生計費が専らその居住者又は非居住者に負担されている家族については、その居住者又は非居住者の居住性の判定に従うことになります。

外国人旅行者 消費税免税制度のお問い合わせ先

	観光庁・地方運輸局	経済産業省・地方経済産業局
近畿	近畿運輸局　観光地域振興課 （電話）06-6949-6411	近畿経済産業局　流通・サービス産業課 （電話）06-6966-6025

消費税免税店になるためには？

輸出物品販売場許可申請書の記入と提出

○　免税販売を行うには、消費税免税店（輸出物品販売場）の許可を受けることが必要。
○　消費税免税店（輸出物品販売場）の許可は、
　①　許可を受けようとする「店舗ごと」に
　②　経営する事業者が、その納税地を所轄する税務署に申請する

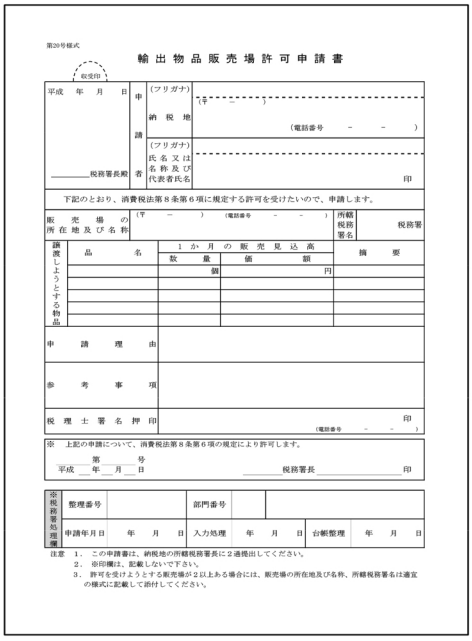
1. 消費税免税店（輸出物品販売場）の許可を受けようとする事業者（消費税免税事業者を除く。）が申請。

2. 販売場（店舗）ごとに許可を受けることが必要。
　※　複数店舗分まとめて申請することは可能。

3. 許可の申請は、
○消費税免税店（輸出物品販売場）を経営しようとする事業者の納税地を所轄する税務署に
○「輸出物品販売場許可申請書」を記載して申請

※　許可申請に当たっては、円滑な審査のため、許可申請書以外に参考書類を添付することが望ましい。
※　納税地を所轄する税務署は、本店の所在地を所轄する税務署（店舗所在地を所轄する税務署ではない）。

＜国税庁HP　輸出物品販売場許可申請書＞
http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/pdf/23120017-2.pdf



第20号様式

輸出物品販売場許可申請書

収受印

平成　年　月　日

申請者

（フリガナ）
納税地　（〒　－　）　（電話番号　－　－　）

（フリガナ）
氏名又は名称及び代表者氏名　印

＿＿＿＿税務署長殿

下記のとおり、消費税法第８条第６項に規定する許可を受けたいので、申請します。

販売場の所在地及び名称　（〒　－　）　（電話番号　－　－　）　所轄税務署名　税務署

譲渡しようとする物品 品名	１か月の販売見込高 数量	金額	摘要
	個	円	

申請理由

参考事項

税理士署名押印　印　（電話番号　－　－　）

※　上記の申請について、消費税法第８条第６項の規定により許可します。
第　号
平成　年　月　日　＿＿＿＿税務署長＿＿＿＿印

税務署処理欄	整理番号		部門番号		
	申請年月日	年　月　日	入力処理	年　月　日	台帳整理　年　月　日

注意　１．この申請書は、納税地の所轄税務署長に２通提出してください。
２．※印欄は、記載しないで下さい。
３．許可を受けようとする販売場が２以上ある場合には、販売場の所在地及び名称、所轄税務署名は適宜の様式に記載して添付してください。

輸出物品販売場許可申請書の記入方法

① P10の「記入見本」のようにご記入ください。（許可まで最低目安2週間）

② （※1）の押印は、法人企業は「社印」「代表取締役印」どちらも可。個人事業主の場合は、代表者の「個人印」。

③ （※2）の販売場の所在地と所轄税務署名について、複数の店舗を販売場として申請する場合、必要な情報が記載されていれば一覧など「別添」でも可。申請書の最上段は「本店所在地」とする。

④ （※3）の税理士のサインと押印について、顧問税理士の居ない事業者は省略可。

⑤ 譲渡しようとする物品欄は1ヵ月の販売見込高を記入。商品名や個数・金額は、一定簡易で良い。（２０～３０万程度の商品見込高の記入が最低良い方向）

⑥ P11の申請書裏面にある参考書類は、「④取扱商品一覧」以外は基本すべての添付が良い。（商品一覧は申請書表面に３～５書いていれば一定良い）

⑦ 販売場の見取図は、店舗工事時の見取図があればそれを、なければ手書きでも可。（レジカウンターがあることなど程度が最低要件）

⑧ 社内の免税販売マニュアルについては商議所雛形に社名追加で可能。

消費税免税店の許可要件

＜消費税免税店（輸出物品販売場）の許可要件＞

1 販売場の所在地は、「非居住者の利用度が高いと認められる場所」であること。

2 販売場が「非居住者に対する販売に必要な人員の配置」及び「物的施設（例えば非居住者向特設売場等）を有する」ものであること。

3 申請者が許可申請の日から起算して過去3年以内に開始した課税期間の国税について、その納税義務が「適正に履行されている」と認められること。

4 申請者の「資力及び信用が十分」であること。

5 前各号（1から4）のほか許可することにつき特に不適当であると認められる事情がないこと。

（消費税法基本通達８－２－１）

＜参考１＞ 消費税免税店（輸出物品販売場）の許可要件の考え方

○ **「非居住者の利用度が高いと認められる場所」**とは、
申請時点で利用度が高いことまでを求めているものではなく、今後、非居住者の利用が見込まれる場所も含む。
非居住者が出入国する空港や港、観光地は、一般的に利用度が高いと認められる場所と考えられるが、これらの場所に限られない。

○ **「非居住者に対する販売に必要な人員の配置」**とは、
免税販売の際に必要となる手続を非居住者に対して説明できる人員の配置を求めるもの。
なお、外国語については、母国語のように流ちょうに話せることまでを必要としているものではない。パンフレット等の補助材料を活用しながら、非居住者に手続を理解していただければ十分。

○ **「非居住者に対する販売に必要な物的施設を有する」**とは、
免税販売の際に必要となる手続を行うためのカウンター等の物的施設があることを求めているものであり、免税販売のための特別なカウンターを設けることまでを必要としているものではない。

＜参考２＞ 許可申請書の参考書類

許可要件の円滑な審査のため、次のような参考書類を申請書に添付することが望ましい。

- 許可を受けようとする販売場の見取り図
- 社内の免税販売マニュアル
- 申請者の事業内容が分かるもの（会社案内、ホームページ掲載情報があればホームページアドレス）
- 許可を受けようとする販売場の取扱商品（主なもの）が分かるもの（一覧表など）
- その他、審査を円滑にするために必要となる書類

※許可申請書に添付推奨の参考書類詳細はＰ８を別途参照

【記入例】

第20号様式

輸出物品販売場許可申請書

収受印

平成　年　月　日 宇治 税務署長殿	申請者	(フリガナ) 納税地	キョウトフウジシウジビワ●●－●● (〒611－0021) 京都府宇治市宇治琵琶●●－●● (電話番号 0774－ ●● －●●●●)
		(フリガナ) 氏名又は名称及び代表者氏名	ダイヒョウトリシマリヤク ●● ●● 代表取締役 ●● ●● 印 ※1

下記のとおり、消費税法第８条第６項に規定する許可を受けたいので、申請します。

※2 販売場の所在地及び名称	(〒611－0021) (電話番号 0774－ ●● －●●●●) 京都府宇治市宇治蓮華▲－▲ ■■ビル2F	所轄税務署名	宇治 税務署

譲渡しようとする物品	品名	1か月の販売見込高 数量	1か月の販売見込高 価額	摘要
	茶葉	500 個	1,000,000 円	
	茶加工品	400	400,000	
	茶雑貨品	200	200,000	

申請理由	宇治は観光地であり、販売場の来店客層には外国人観光客が多いため。
参考事項	
税理士署名押印	(顧問税理士からのサインと押印等) 印 ※3 (電話番号 0774－ ●● －●●●●)

※　上記の申請について、消費税法第８条第６項の規定により許可します。

＿＿＿＿第＿＿＿＿号

平成＿＿年＿＿月＿＿日　　＿＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿＿＿＿印

※税務署処理欄						
整理番号		部門番号				
申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日	

注意　１．この申請書は、納税地の所轄税務署長に２通提出してください。
　　２．※印欄は、記載しないで下さい。
　　３．許可を受けようとする販売場が２以上ある場合には、販売場の所在地及び名称、所轄税務署名は適宜の様式に記載して添付してください。

輸出物品販売場許可申請書の記載要領等

輸出物品販売場許可申請書は、輸出物品販売場を開設しようとする事業者が、輸出物品販売場の許可を受けようとする場合に提出するものです（法８⑥、規則10①）。

なお、申請書は、事業者の納税地を所轄する税務署長に２通提出してください。

（注）１　輸出物品販売場の許可には、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って申請書を提出してください。

２　許可を受けている輸出物品販売場を廃止した場合には、「輸出物品販売場廃止届出書（第 21 号様式）」を提出する必要があります。

３　許可を受けている輸出物品販売場を移転した場合には、移転前の輸出物品販売場について「輸出物品販売場廃止届出書」を提出するとともに、移転先の販売場について新たに輸出物品販売場の許可を受ける必要があります。

【記載要領】

(1)　「**販売場の所在地及び名称**」欄には、許可を受けようとする販売場の所在地及び販売場の名称（店舗名）を記載します。

また、「**所轄税務署名**」欄には、許可を受けようとする販売場の所在地を所轄する税務署名を記載します。

なお、許可を受けようとする販売場が２以上ある場合には、販売場の所在地及び名称、所轄税務署名は適宜の様式に記載して添付してください。

(2)　「**譲渡しようとする物品**」欄には、販売場において譲渡しようとする物品のうち主な物品の品名、１か月の販売見込高を記載します。

(3)　「**申請理由**」欄には、輸出物品販売場の許可を受けようとする理由を記載します。

＜記載例＞・　上記販売場の所在地は観光地であり、販売場の顧客には外国人旅行者が多いため。

・　外国人旅行者の集客を図るため。

≪輸出物品販売場の許可要件≫

①　販売場の所在地は、非居住者の利用度が高いと認められる場所であること。

※　申請時点で利用度が高いことまでを求めているものではなく、今後、非居住者の利用が見込まれる場所も含みます。

②　販売場が非居住者に対する販売に必要な人員の配置及び物的施設（例えば非居住者向特設売場等）を有するものであること。

※　「非居住者に対する販売に必要な人員の配置」とは、免税販売の際に必要となる手続を非居住者に対して説明できる人員の配置を求めているものです。なお、外国語については、母国語のように流ちょうに話せることまでを必要としているものではありません。パンフレット等の補助材料を活用しながら、非居住者に手続を理解していただければ十分です。

また、「非居住者に対する販売に必要な物的施設を有する」とは、免税販売の際に必要となる手続を行うためのカウンター等の物的施設があることを求めているものであり、免税販売のための特別なカウンターを設けることまでを必要としているものではありません。

③　申請者が許可申請の日から起算して過去３年以内に開始した課税期間の国税について、その納税義務が適正に履行されていると認められること。

④　申請者の資力及び信用が十分であること。

⑤　①から④までのほか、許可することにつき特に不適当であると認められる事情がないこと。

≪円滑な審査のために≫

税務署では、上記の許可要件を満たしているかについて審査を行いますが、次のような参考書類を申請書に添付していただくことにより、許可要件の確認が円滑に行えますので、参考書類の添付にご協力をお願いします。

①　許可を受けようとする販売場の見取り図

②　社内の免税販売マニュアル

③　申請者の事業内容がわかるもの（会社案内、ホームページ掲載情報があればホームページアドレス）

④　許可を受けようとする販売場の取扱商品（主なもの）がわかるもの（一覧表など）

≪　ご　　注　　意　≫

平成 26 年度税制改正により輸出物品販売場制度が改正され、これまで免税販売の対象外とされていた消耗品（食品類、飲料類、薬品類、化粧品類等）が、一定の要件のもとに免税販売の対象とされました。

この改正は、**平成 26 年 10 月 1 日以後に行う取引から適用**されます。このため、消耗品について免税販売が行えるのは平成 26 年 10 月 1 日以後となりますのでご注意ください。

※　輸出物品販売場制度の改正の概要については、国税庁ホームページの「輸出物品販売場制度の改正について（平成 26 年４月）」をご覧ください。